

福島県富岡町と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定書

福島県富岡町と国立大学法人弘前大学（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展、人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) ALPS処理水の海洋放出に伴う環境水資源（海水・河川水・降水）へのトリチウムからの影響評価に関すること。
 - (2) 里山および宅地からの近隣森林地域の放射線モニタリング活動と評価に関すること。
 - (3) 前各号を基にした健康相談や講演活動等を通じた住民の健康管理、安全・安心の担保に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、両者合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者が協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年3月26日

福島県富岡町長

山本智男

国立大学法人弘前大学長

福田真作